

コミュニティライフサポート谷内佐渡ホーム

平成30年度 事業計画

障害者総合支援法に規定する共同生活援助及び短期入所事業として、障害を持つ利用者の希望する個別支援計画が適切に図られ、障害を持つ方が住み慣れた地域において、家庭的な雰囲気の中で共同し、自立した日常生活及び社会生活を営むことを支援し、より豊かで安心・安全に、そして充実した毎日が過ごせる事業所を目指し、平成30年度の事業を次のとおり実施する。

* 事業推進の重点目標 *

利用者個々のニーズに添った個別支援計画を作成し、モニタリングを充実させ、多様な生き方の選択を担保するための個別支援の実現を図るためのサービス提供と、その質の向上に努める。また、日中・夜間における生活支援や身体介護等のきめ細かな福祉サービスの提供に努める。

1 事業及び定員

- | | | |
|----------|-----|----------|
| ① 共同生活援助 | 定員数 | 7名（現員 名） |
| ② 短期入所 | 定員数 | 3名（現員 名） |

2 職員配置

（1）共同生活援助

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 管理者 | 1名 |
| ② サービス管理責任者 | 1名 |
| ③ 生活支援員 | 2名 |
| ④ 世話人 | 2名 |
| ⑤ 事務員 | 1名 |
| ⑥ 夜間支援従事者 | 5名（専従2名、兼務3名） |

（2）短期入所

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 管理者 | 1名 |
| ② サービス管理責任者 | 1名 |
| ③ 生活支援員 | 5名（専従2名、兼務3名） |

- | | |
|-------|----|
| ④ 世話人 | 2名 |
| ⑤ 事務員 | 1名 |

3 事業内容

(1) 共同生活援助

- ・利用者が安全で安心な日常生活を過ごすことができるよう夜間、休日における起床、就寝、身辺介助、食事提供、身体的支援、日常生活の相談及び助言等を行う。
- ・快適な生活を過ごすことができるよう入浴、排泄及び食事等の介助及び支援を行う。
- ・個別支援計画は、利用者のニーズに基づいた支援が提供できるよう作成する。
- ・利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行う。
- ・地域との結び付きを重視し、障害者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- ・一時的に体験的な利用が必要と認められる者に対するサービスの提供を行う。

(2) 短期入所

- ・利用者又はその家族の緊急時における宿泊を伴う支援を提供する。
- ・利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に講じた、入浴や排せつ、食事の介護等必要な支援を適切に、かつ効果的に行う。
- ・地域との結び付きを重視し、障害者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 給食

- ・日々の食事が美味しく、満喫できるよう、選択食や四季の郷土食・行事食等を、適温で、家庭的な雰囲気の中で提供する。
- ・食前の手洗い、うがいを励行し、食中毒及び感染症予防の徹底を図る。
- ・調理者の健康管理（健康体、検便）及び衛生管理（手洗い、清潔な服装、着替え）に努め、集団食中毒及び感染症予防に万全を期する。
- ・台所の衛生管理（食器・調理器具等の消毒、調理環境の清掃、整理整頓、害虫等の駆除・消毒）に努める。

5 医療と健康管理

- ・定期通院の徹底、内服管理、治療食の提供、他の医療機関との連携に努める。
- ・体重、血圧測定等を定期的に行い、病気の早期発見、早期治療に努める。
- ・利用者及び職員の定期健康診断を行い、疾病の早期発見に努める。

- ・病識を持って、積極的に治療に専念できるように情報提供や支援を行う。
- ・感染症におけるマニュアルを周知し、徹底した衛生管理を行う。
- ・インフルエンザワクチン接種を利用者及び職員全員で行う。

6 生活環境

- ・衛生面に常に注意を払い、感染予防のための機器を有効に活用し、清潔で明るく・安全な環境で生活できるよう支援を行う。
- ・寝具のシーツ・カバー類は定期的に交換し、枕、掛布団、パット等は定期及びその都度汚れ具合を見て交換を行う。
- ・清掃は毎日行うが、普段できない部位や汚れが目立つ部位及び大掛かりになる所については、定期的・計画的に行い、快適で衛生的な空間の維持に努める。

7 防災・防犯対策

(1) 防災対策

- ・防災管理について協議し、計画書の作成を行う。
- ・防災については、常時の災害防止、特に火災予防の徹底を図る。
- ・建物の火気取締責任者等を定め、責任体制を明らかにする。
- ・消防設備、避難設備及びその他火気使用設備について、定期点検及び自主点検を行う。
- ・災害に備え、最低3日分の食事や水の備蓄や、ライフラインの確保を図るため、設備の保守管理に努める。
- ・災害時の地域ボランティア育成に努める。
- ・地域関係団体（広面地区振興会、地区社協、民児協、町内会等）及び地域ボランティアと災害時における協力体制の確立を図り、緊急時に備える。

(2) 防犯対策

- ・現状を点検し、リスクの把握に努める。
- ・防犯用設備の整備・点検を計画的に行う。
- ・防犯に関する職員対応マニュアルにより、訓練や研修を通じて防犯意識の周知に努める。
- ・施設周辺における不審者等の情報収集に努める。
- ・関係機関や地域住民等との協力・連携に努める。

(3) 避難訓練等

- ・緊急時に迅速な行動ができるよう、非常災害発生時を想定した訓練を年3回行う。
- ・災害時における避難場所、避難通路、方向等をわかりやすく表示し、職員及び利用者に周知する。

- ・災害時における職員対応マニュアルにより、訓練を通じた周知を行い、利用者の安全、安心の確保に努める。

8 苦情解決と情報公開

(1) 苦情解決について

- ・投書箱の設置、毎朝の朝礼会、行事等を通じた家族会との交流等を通じて利用者・家族の意思（苦情、要望、意見等）が容易で確実に伝わる環境作りに努める。
- ・苦情、要望については、「苦情解決規程」に添って解決を図る。利用者の意思及びその結果については、個人のプライバシーに係る事項を除き全利用者に確実に情報を伝え、周知を図る。
- ・苦情第三者委員会を定期的に開催し、苦情の報告及び苦情解決策に至る方法・結果について適切な指導、意見を求め、適正な運営と情報公開に努める。

(2) 情報公開について

- ・ホームページによる施設紹介、機関紙「翔陽」の発行等により、施設関係者、関係諸機関及び地域社会へ活動内容を発信し、施設運営及び障害者福祉への協力、理解に努める。

9 虐待防止

- ① 利用者に安心と安全の福祉サービスを提供するために、虐待防止のための倫理綱領を定め、職員の倫理規範の遵守に努める。
- ② 利用者の人権擁護、虐待防止のため、責任者を定め、必要な体制の維持に努める。
- ③ 職員等に対する研修を充実させ、虐待を防止するための啓発・普及に努める。
- ④ 施設内における虐待の防止、早期発見・早期対応等に努める。
- ⑤ 地域生活を支える拠点・中核的な社会資源として、地域における虐待防止等の実践に努める。

10 リスクマネジメント

- ① 利用者の安全確保とサービスの質の向上を目指す活動として、リスクマネジメントを取り入れ、契約制度における事故や紛争の発生を未然に防ぐとともに、福祉サービスの質の向上に資する。
- ② 契約制度における利用者に対する安全配慮義務や法令の遵守、基本的な法務の対応等について、研修等を通じて理解を深め、利用者の安全確保や適切な補償ができる体制を構築し、施設経営の安定的、継続的な運営に資する。
- ③ ヒヤリハット事例の報告体制を構築し、利用者本位の対策と利用者理解を深め組織として

の事故防止、情報公開に取り組み、職員、利用者・家族等の意思疎通をスムーズに進められるように努める。

11 地域連携

- ・ 地区振興会、地区社会福祉協議会及び民生児童委員協議会等の活動に協力し、地域福祉やボランティア育成の一助となるように努める。
- ・ 地域行事への利用者参加、施設行事への住民参加や招待等の交流を通じて、障害者、障害者福祉及び施設への理解に努める。
- ・ 地域の社会資源としての役割を果たすため、市町村役場及び関係諸機関と連携のうえ、災害時の緊急避難的な障害者の受入れや備品の充実を図る。

12 会議及び委員会

(1) 会議

- ・ 朝・夕の申送り会：夜勤者の申送り事項、日々の業務、行事の連絡、報告及び利用者の状況等の確認・周知を図る。
- ・ 職員会議：勤務体制、行事予定、研修、利用者状況等の報告及び業務の周知徹底を図る。
- ・ 所内研修会：福祉の新しい情報提供とOJTの人材育成の場とし、職員のキャリア構築、スキルの習得及び資質向上のために研修会を開催する。

(2) 検討会

- ・ 防災対策検討会：防災管理について年度毎の計画書を作成し、災害防止を図る。
- ・ 交通安全検討会：交通事故防止のために事故防止計画を企画・立案し、交通ルールの遵守、安全運転意識の向上及び事故防止に繋げる。
- ・ 健康管理検討会：感染症予防対策、衛生管理などについて取り組み、利用者及び職員の健康維持、増進を図る。
- ・ 給食検討会：給食業務における利用者支援の改善、円滑化を図る。
- ・ 環境美化検討会：草花の植栽や廊下、壁の装飾など、施設内外の環境の整備と美化を図る。
- ・ 苦情受付検討会：利用者等からの苦情を適切に解決し、手続き等の透明性を確保するため、その処理方法等の体制の整備や改善を図る。
- ・ 虐待防止検討会：利用者の住みやすい環境づくりや虐待を防止し、利用者本位の快適空間の構築を図る。
- ・ リスクマネジメント検討会：施設内外における利用者の事故防止を図り、利用者の日常生活の質の向上と生活環境の整備を図る。